

令和7年度第6回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他
 提出日：令和7年11月4日
 担当部・課：総務部行政経営課〔内線4173〕

① 件名	行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和2年7月に、総務省から書面規制、押印、対面規制の積極的な見直しについて通知があり、令和3年1月に「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、個人及び事業者が行う行政手続について、氏名欄の認印等の見直しを実施した。</p> <p>また、令和5年3月には、「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」の改定※を行い、対象を内部手続にも拡大した。</p> <p>※ 当該改定の際に指針の名称も「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」に改めた。</p> <p>【目的】 行政手続及び内部手続において押印等を求める手続を見直すことにより、行政手続等の簡素化を推進し、市民等の負担軽減及び内部事務の効率化による本市のDXの推進を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 官民データ活用推進基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、 デジタル社会形成基本法</p> <p>〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕</p> <p>〔石巻市DX推進計画〕</p> <p>4 取組事項 A-③ 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和2年 7月 総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知</p> <p>12月 内閣府において「地方公共団体における押印見直しマニュアル」策定</p> <p>令和3年 1月 「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定</p> <p>令和3年12月 石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針を策定</p> <p>令和5年 3月 「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を改定（「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」と名称も改めた。）</p> <p>令和7年 2月 石巻市DX推進計画を策定</p>
⑤ 主な内容	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続 一般市民、事業者、各種団体等から提出される申請書、申込書、届出書等の文書 ・内部手続 会計手続、人事手続等の行政内部において提出される申請書、申込書、届出書等の文書（会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手續も含む。） <p>【進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続の99.7%がR7年度まで廃止予定（R6年度の調査時より3.4ポイント増） ・内部手続の98.0%がR7年度まで廃止予定（R6年度の調査時より5.7ポイント増） <p>行政手続及び内部手続のいずれも押印の見直しが進んでいる状況にあるが、地方自治法第234条第5項に基づく契約書等や、国県等による押印義務付け、印鑑証明書の添付を要するものを除き、「廃止に向けた調整が必要なもの」と判断した申請書が、行政手続9件、内部手続7件となっている。これらについては、今後、押印等の見直しについて検討が必要である。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

行政手続のほか、内部手続における慣例的な押印（認印）、書面及び対面規制の見直しを行うことにより、デジタル技術の活用が可能となり、各種手続の簡素化及び業務効率化が図られ、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。

また、デジタル化に向けた推進環境が整備されることにより、データの検索が容易になる等、効率的で効果的な行政運営が可能となり、その結果、「紙によらない運営」が実現される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各市の状況

○行政手続：全市において実施済み

○内部手続：実施済み（6市：仙台市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市）

○内部手続に係る押印の廃止等により、デジタル技術の活用に至った例

（4市：気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市）

・文書管理システムによる電子決裁の導入

・全庁的な共通様式について、共通システムのサーバー上に様式を格納し、データの入力のみで完結方式の導入 等

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年11月 市ホームページにて行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について公表

⑨ その他